平成２８年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市潮江１丁目６番５－804号
債務者　西　　博嗣
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１４８号
和歌山県有田市初島町浜1769番地１
債務者　中村　博信
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１８８号
和歌山市汐見町１丁目３番地
債務者　田端　武志
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０２号
和歌山市内原1825番地11
債務者　宮本　剛至
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２０９号
和歌山県岩出市山492番地14、住民票上の住所和歌山県紀の川市中三谷635番地14
債務者　**廣**井　達哉
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１０号
和歌山市直川2516番地１　レオパレス六十谷第２・202号
債務者　三宅　健文
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１１号
和歌山市梶取112番地　ハイツ大和201号、前住所和歌山県有田市宮崎町1089番地
債務者　梅本　晴子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１３号
和歌山市六十谷318番地７　ユウエイマンションⅡ303、前住所和歌山市園部1670番地35
債務者　児島有貴子
1　決定年月日時　平成28年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第９４０号
愛知県瀬戸市菱野台２丁目27番地　ラビデンス瀬戸菱野403
債務者　宮田　義章
1　決定年月日時　平成28年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２９号
三重県津市寿町11番28号　ことぶき学園
債務者　伊東　浩市
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１３２号
三重県津市河芸町千里ヶ丘72番地　千里団地Ｒ12－206
債務者　迫水久美子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第８３号
山形市木の実町11番10－302号　シャトレー木の実町
債務者　吉田　　直
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１２号
山形県天童市東久野本１丁目３番56－３号　結城住宅　５号
債務者　青柳　富子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
北海道檜山郡上ノ国町字大留337番地14
債務者　東館　美穂
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１０号
北海道奥尻郡奥尻町字青苗423番地
債務者　小野裕見子（旧姓櫻花）
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２８年（フ）第１７９号
愛知県西尾市田貫２丁目58番地　ホワイトハイツ１階Ｆ号室
債務者　鈴木いつ子
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２８年（フ）第１８２号
愛知県西尾市田貫２丁目58番地　ホワイトハイツ１階Ｆ号室
債務者　伊澤　高幸
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係